



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1205 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)
- 1206 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 1207 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1208 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1209 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1210 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1211 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1212 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)

- 1213 保安林子定森林 (森林整備課)
- 1214 " (")
- 1215 " (")
- 1216 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1217 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港振興課)
- 1218 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)

○ 公告

- 二級河川 那智川水系河川整備基本方針 (河川課)

○ 監査公表

- 監査公表第28号
- 監査公表第29号

告 示

和歌山県告示第1205号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072500592	特定非営利活動法人NPOラプリー工房	東牟婁郡那智勝浦町天満217番地	加味根生巳	訪問介護事業所NPOラプリー工房	東牟婁郡那智勝浦町天満217番地	訪問介護	平成20.9.1 (平成26.8.31)

和歌山県告示第1206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106665	株式会社ひだまり	和歌山市田尻231番地の16	山中登美子	ひだまり	和歌山市田尻231番地の16	居宅介護支援	平成20.9.1 (平成26.8.31)
3070106673	株式会社リボン	和歌山市広瀬中ノ丁2丁目10番地	竹村真幸	リボン居宅介護支援センター	和歌山市広瀬中ノ丁2丁目10番地	居宅介護支援	平成20.9.1 (平成26.8.31)

3071400653	株式会社バジル	海南市船尾194-20	樋上あゆみ	居宅介護支援事業所バジル	海南市船尾194-20	居宅介護支援	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕
3071400638	セントケア和歌山株式会社	和歌山市東布経丁二丁目1番地	楠本大	セントケアかいなん	海南市名高504番地の1	居宅介護支援	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕

和歌山県告示第1207号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したの

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3010112492	医療法人光仁会二澤医院	和歌山市島26番地の81	二澤省二	医療法人光仁会二澤医院	和歌山市島26番地の81	介護予防訪問看護	平成 20.9.1 〔平成 25.7.31〕

和歌山県告示第1208号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106657	株式会社リボン	和歌山市広瀬中ノ丁2丁目10番地	竹村真幸	リボンヘルパーステーション	和歌山市広瀬中ノ丁2丁目10番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕
3071800126	あい株式会社	岩出市中島17番地の22	堀内弥生	あい介護センター	岩出市吉田309番地の4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕
3062490085	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2836	門脇多恵子	訪問看護ステーションめぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2836	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕
3070106681	有限会社介護ソリューションすみれ	和歌山市園部963-6	河部直樹	デイサービスすみれ	和歌山市府中18番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕
3071100386	株式会社近畿K.N.M.	和歌山市園部1670-105	沼田廣	モモ	海草郡紀美野町鎌滝636番地	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.9.1 〔平成 26.8.31〕

和歌山県告示第1209号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46

条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072500584	株式会社ライフサポート花夢衣	東牟婁郡那智勝浦町宇久井119番地	山中一成	あゆみ	東牟婁郡那智勝浦町天満1丁目75	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成20.9.1 (平成26.8.31)

和歌山県告示第1210号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公薬局

示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社出嶋薬局たきない店	田辺市たきない町2980番58	森寿江	平成20.9.1

和歌山県告示第1211号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
新宮ショッピングセンター
新宮市橋本二丁目3971-1 外11
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオン(株) (株)ブルーグラス	午前9時	午後12時	午前9時 (年間10日間は午前8時)	午後12時
その他小売業者 縦覧図書別添「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」		午後10時		午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位置	変更前	変更後

平面駐車場北側
平面駐車場西側
平面駐車場南側

午前8時30分から
午前0時15分まで
（一部区間夜間（午後10時から午前6時まで）
閉鎖）

午前8時30分から
午前0時15分まで
（年間10日間は午前7時30分から午前0時15分
まで）
（一部区間夜間（午後10時から午前6時まで）
閉鎖）

- 4 変更年月日
平成20年8月12日
- 5 変更する理由
お客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日
平成20年8月8日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
新宮市まちづくり政策部商工観光課（和歌山県新宮市春日1-1）
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年9月5日から平成21年1月5日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字クルミ谷西平ラ1144、1145の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1212号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的
結核病の発生予防のため
- 2 実施する区域
紀南家畜保健衛生所の管轄区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- 4 実施の期間
平成20年10月1日から平成20年11月30日まで
- 5 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法

和歌山県告示第1213号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月5日

和歌山県告示第1214号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町蔵土字蔵土郷631の2、640の2、640の3、671の1、672、673、675、679から681まで、684、697から700まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1215号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26

年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字峯山3620の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3017	新宮市三輪崎字ヒナ1418番3の一部、1418番4の一部、1419番4の一部	新宮市新宮2278番地 小田倍生	平成20.8.26	4.50	35.00

和歌山県告示第1217号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び由良町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

(2) 名称 由良町

(3) 代表者住所 和歌山県日高郡由良町大字衣奈171番地

(4) 代表者氏名 由良町長 畑中雅央

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字中筋663番1の地先
公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から2の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（DL+1.63m）における公有水面と既設工作物との境界線、2の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点から10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における公有水面と既設工作物との境界線、及び10の地点と1の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 和歌山県日高郡由良町大字小引、四等三角点 黒山（北緯33度58分38秒 東経135度05分41秒）から323度36分42秒649.79mの地点

2の地点 1の地点から314度08分11秒8.83mの地点

3の地点 2の地点から250度02分39秒3.00mの地点

4の地点 3の地点から160度02分39秒3.10mの地点

5の地点 4の地点から250度02分39秒61.18mの地点

6の地点 5の地点から340度02分39秒3.10mの地点

7の地点 6の地点から250度02分39秒0.82mの地点

8の地点 7の地点から160度02分39秒12.78mの地点

9の地点 8の地点から250度02分39秒23.00mの地点

10の地点 9の地点から158度29分11秒10.98mの地点

(3) 面積

1,458.79㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字中筋633番2から同町大字小引字田子谷579番1に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及びへの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 和歌山県日高郡由良町大字小引、四等三角点 黒山（北緯33度58分38秒 東経135度05分41秒）から325度46分00秒630.58mの地点

ロの地点 イの地点から223度00分00秒115.00mの地点

ハの地点 ロの地点から232度00分00秒22.00mの地点

ニの地点 ハの地点から339度00分00秒100.00mの地点

ホの地点 ニの地点から4度00分00秒70.00mの地点
への地点 ホの地点から40度00分00秒40.00mの地点

(3) 面積

13,785.26㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成20年8月4日

和歌山県告示第1218号

和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日

平成20年7月24日

4 落札者の氏名及び所在地

NECリース/NECコンソーシアム

（代表となる団体）

NECリース株式会社

東京都港区芝五丁目29番11号

（構成員）

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

306,612,443円（うち消費税及び地方消費税の額14,600,592円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成20年6月13日

公 告

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川 那智川水系河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成20年9月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

二級河川 那智川水系河川整備基本方針

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

①流域の概要

那智川はその源を那智山および烏帽子山（標高 909.2m）に発し、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」のコアゾーンである那智大滝を経て、南東に流下し、途中、左支川の長谷川、井谷川、右支川の大谷川等を合わせ、熊野灘の那智湾に注ぐ、流域面積 24.5km²、幹川流路延長約 8.5km の二級河川である。

流域の気候は、黒潮の影響を受け一年を通じ温暖で、年平均気温は約 17℃、年降水量は約 3,300mm となっており、我が国の年平均降水量を大きく上回っている。

流域の地質は、上流部から中流部の山間部が熊野酸性岩と称される深成岩の地層で、この熊野酸性岩は河川沿いにも多く見られ、石畳に利用されている。

中流部は、小さい礫を含む砂岩で、下流部は、玉石から小砂利で構成される沖積層の礫となっている。河道内は、砂、礫などの堆積物によって構成されている。

那智川流域は、那智勝浦町の北東部に位置しており、土地利用の割合は、山地が約 94%、宅地が約 5%、水田・畑が約 1%となっている。

流域の地形は、上流に県下唯一の原生林の那智原始林があり、烏帽子山、大杭峠、光ヶ峯を稜線とする那智連峰により、北東部は新宮市に接している。那智川の河川周

辺は、砂、礫などの河流堆積物によって作られた扇状地性低地である。河床勾配は、1/90～1/610 と急勾配である。

那智川水系は落差 133m の名勝「那智大滝」をはじめ多くの滝を有し、那智山には、熊野三山の一つである熊野那智大社、西国三十三カ所第一番札所の那智山青岸渡寺があり、那智川沿いの熊野古道には、浜の宮王子、市野々王子、大門坂など往時の面影を残す社寺、旧跡が点在している。また、那智に参拝する熊野道者は市野々の二瀬橋付近で水垢離をとったことが記録に残っている。なお、平成 16 年 7 月に、熊野古道は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている。

那智川流域を含む那智勝浦町には南紀を代表する温泉「勝浦温泉」があり、豊富な湯量と絶景の海岸美に恵まれ、生鮮まぐろ水揚げ日本一の勝浦漁港で水揚げされた海の幸を供する温泉保養地としても有名である。

②治水事業と現状

那智川流域は、過去、集中豪雨、台風などで大きな水害が発生し、甚大な被害を受けてきた。昭和 29 年 6 月の洪水では、那智川下流部の護岸が決壊するなど、那智勝浦町全体で、半壊・全壊流失戸数 10 棟、床上浸水戸数 224 棟、床下浸水戸数 593 棟に及ぶ被害を被った。また、昭和 42 年 10 月の台風 34 号では、那智勝浦町全体で、全壊流失戸数 2 棟、半壊・床上浸水戸数 229 棟、床下浸水戸数 769 棟に及ぶ甚大な被害を被った。これらの浸水被害を契機として、下流部を中心に築堤や河床掘削等の整備が行われてきたが、昭和 63 年 9 月の低気圧による豪雨では、流域で、床上浸水戸数 98 棟、床下浸水戸数 148 棟に及ぶ被害を被っており、整備が十分ではなく、今後も洪水被害の軽減を図る必要がある。

③河川利用の現状

那智川水系の河川水は、農業用水や発電用水、水道用水として利用されている。雨量が多い流域であることから、渇水による被害は特に発生していない。

河川の空間利用については、地元の小学生が那智川をプールとして利用している他、人々の安らぎと憩いの場として利用が見られる。

④河川環境の現状

上流域の河道は、山間部を蛇行しながら流下し、瀬や淵が連続する様相を呈している。国の天然記念物になっている上流域の那智原始林には、ツガーハイノキ群集やサカキウラジロガシ群集が見られる。また、スギやモウソウチク等の人工林が河畔に多く見られ、河道内には、ツルヨシ等の抽水植物が繁茂している。この区間の特徴的な動植物としては、上流域で多く見られるタカハヤ、アマゴ、ルリヨシノボリ等の魚類や、キセキレイ、カワガラス等の鳥類、ムカシトンボ、ゲンジボタル、アカスジキンカメムシ等の昆虫類が挙げられる。中流域の河道は、山間部を流下し、瀬や淵が多数連続しており、ヤナギ類やカワラハンノキが河畔林を形成している。この区間の特徴的な動植物としては、中流から上流に多く見られるカワムツ、回遊性のヌマチチブ、シマヨシノボリ等の魚類や、イワツバメ、カワセミ等の鳥類、ヤクシマルリシジミ等の昆虫類が挙げられる。下流域の河道は、天満市街地の平野部を流下し、平瀬が連続する様相を呈している。また、川関橋下流は潮汐の影響を受ける汽水域であることから、流れの緩やかな区間となっている。植生としては、モウソウチク等の竹林あ

るいは人工林が所々形成されている。兩岸の水際には、ヨシ等の抽水植物が繁茂し、護岸付近には、ダンチク、ハマゴウ等が繁茂している。この区間の特徴的な動植物としては、回遊性のアユ、ゴクラクハゼ、ウナギ、汽水性のボラやヒイラギ等の魚類、マガモ、カルガモ、イソシギ、ミサゴ等の鳥類、タイワンクツワムシ、ミナミアオカメムシ等の昆虫類が挙げられる。

那智川は、市野々橋直下より下流は環境基準 A 類型 (BOD 値 2mg/l 以下)、市野々橋より上流は環境基準 AA 類型 (BOD 値 1mg/l 以下) に指定されている。BOD75%値を見ると、水質環境基準点である市野々橋および川関橋^{かわせきばし}では、環境基準値を超える年が一部見られるものの、概ね環境基準を満足しており、良好な水質を呈している。

那智勝浦町では、那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金を設置し、滝を取り巻く民有林の購入や、その維持管理を行っている。また那智川流域では河川愛護団体として現在1団体の登録があり、市野々地区において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。

このように那智川流域は、動植物にとって豊かな生息、生育環境を有し、数多くの歴史的、文化的な資源に恵まれ、また、古くから信仰の地として発展してきた経緯があることから、本水系の治水、利水、環境について配慮の必要性は極めて大きい。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう治水安全度の向上を図り、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、河川の多様な自然環境を保全する。また、良好な水質の維持や人々に親しまれている河川空間を維持・形成し、地域住民と連携した河川整備を実施することによって、豊かな水辺空間の形成を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図るものとする。

② 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、河道整備によって、30年に1回程度発生する降雨による洪水を安全に流下させるとともに、台風等による高潮対策を講じる。また、那智川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、今後発生が懸念される地震等の対策を講じる。

さらに、計画規模を上回る洪水、整備途上段階で施設能力以上の洪水、または東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、水位情報の通知および周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、主に農業用水として利用されているが、農業用水の殆どが慣行によるものであり、その取水実態が定量的に把握されていないため、今後、水利用の実態を把握するとともに、堰からの取水量について把握を行い、適正な水利用に努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の充実を図り、適正かつ効率的な水利用の促進に努める。

④ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や関係自治体等との調整

を図りつつ、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域の社会的ニーズにも配慮し、水系全体で調和のとれた計画的な事業の実施によって、多様な河川環境を保全し、地域の歴史・文化、観光資源と調和した河川整備を目指す。特に、世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、文化的景観の保全と活用を必要としていることから、これらとの調和についても配慮する。

具体的には、中・上流部で特に多く見られる瀬と淵等のさまざまな川の形態や、河岸に発達した樹林、水際のヨシ群落等は、多様な生物の生息・生育の場となっているとともに、豊かな河川景観を構成していること、また下流域についてはダンチク等の植生は昆虫類の生息域となっており、河口にはハマゴウ等の特色ある植生が生育している。こうした現状や望ましい河川環境を勘案しつつ、河川整備にあたっては、河川環境の保全に努める。また、アユ、ヌマチチブ、シマヨシノボリ等の回遊魚を含めた魚類の移動に配慮し、関係機関と連携し上下流の連続性の確保に努める。

⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、流域の個性に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。特に、世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることから、熊野古道を構成する自然環境、自然景観の維持に努める。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び流域内の洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、過去の洪水実績、人口や資産状況等の社会的重要度、県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（川関橋）において 540m³/s とし、河道により流下させる。

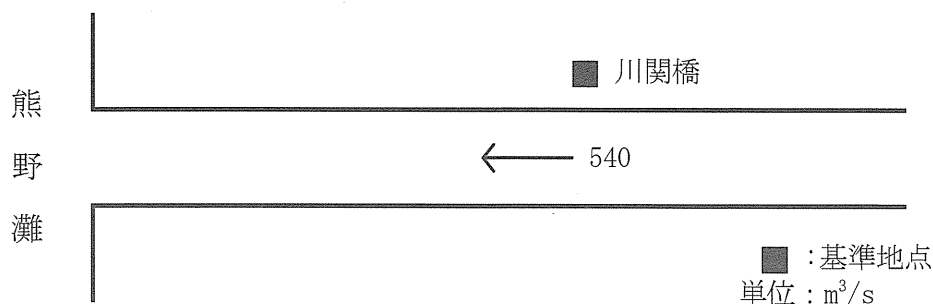
基本高水のピーク流量等一覧表

単位：m³/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
那智川	川関橋	540	0	540

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

那智川における計画高水流量は川関橋地点において 540m³/s とする。



那智川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

那智川における主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
那智川	川関橋	1.1	5.26	41

注) T.P. : 東京湾中等潮位

なお、計画高潮位は T.P. +2.10m とする。

また、河川工事の実施にあたっては、現況の河道を極力保全するとともに、河道の掘削を行う場合においては、平滑化を避け、現況河道の瀬や淵の再生を促す等、河川環境の整備と保全に配慮するものとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

那智川水系の既得水利権は、許可水利として発電用水、慣行水利として農業用水がある。また、那智勝浦町で水道水の利用も行われている。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に判断の上決定し、維持に努めるものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年7月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月5日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県立文書館	平成20年7月22日
きのかわ支援学校	"
紀伊コスモス支援学校	"
紀北支援学校	"
和歌山県立和歌山盲学校	"
和歌山県女性相談所	"
和歌山県立和歌山ろう学校	"
和歌山県消防学校	"
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	"
和歌山県立紀伊風土記の丘	"
和歌山県立粉河高等学校	"
和歌山県立和歌山高等学校	"
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	"
和歌山県立東高等学校	"
和歌山県立星林高等学校	"
和歌山県立高等看護学院	"
和歌山県立和歌山北高等学校	"
和歌山県立和歌山工業高等学校	"
和歌山県立青陵高等学校	"

和歌山県立貴志川高等学校	"
和歌山県立和歌山商業高等学校	"
和歌山県立海南高等学校	"
和歌山県立陵雲高等学校	"
和歌山県立図書館	"
和歌山県立自然博物館	"
和歌山県立向陽高等学校・中学校	"
和歌山県立大成高等学校	"
和歌山県和歌山西警察署	"
和歌山県海南警察署	"
和歌山県和歌山東警察署	"
財団法人和歌山県農業公社	"
和歌山県道路公社	"
特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構	"
財団法人和歌山県国際交流協会	"
社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会	"
MIDファシリティマネージメント株式会社	"
財団法人和歌山県下水道公社	"
はまゆうグループ	"
有限会社ベイサイド和歌浦	"
社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	"
社団法人和歌山県歯科医師会	"
財団法人和歌山県勤労福祉協会	"
財団法人和歌山県文化振興財団	"
財団法人和歌山県交通安全協会	"
特定非営利活動法人わかやまNPOセンター	"
社団法人和歌山県青少年育成協会	"
わかやま公園管理協会	"
特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ	"
和歌山クルーザーマリーナ運営共同企業体	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項について

は、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成20年7月29日及び同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月5日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
海草振興局総務企画室	平成20年7月29日
海草振興局健康福祉部	"
海草振興局産業振興部	"
海草振興局建設部	"
和歌山県住宅供給公社	"
財団法人和歌山県スポーツ振興財団	"
和歌山県動物愛護センター	平成20年7月30日
和歌山県立近代美術館	"
和歌山県立博物館	"
和歌山県立和歌山西高等学校	"
和歌山県和歌山北警察署	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

海草振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成19年度末で約733万円となり、前年度末に比し約53万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、特に懸案となっている過年度貸付分の未償還金については、連帯借主や連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

和歌山県住宅供給公社

ア 平成19年度における宅地分譲等の販売実績は、西庄・夢タウンの2区画の土地の販売にとどまった。今後は、一層、残りの土地区画の販売に努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅の管理において、県営住宅使用料の平成19年度末の収入未済額は、約1億5,623万円で、前年度に比し約335万円増加しているので、今後とも県住宅環境課及び県営住宅委託管理人と連携

し、未収金減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。